

安曇野都市計画道路の変更案（長野県決定）の閲覧図書からの変更内容

図書名	閲覧図書	縦覧図書	変更理由
変更理由書	<p>3 道路の位置、規模等 (3) 変更内容 主要な箇所の変更内容は以下のとおりである。</p> <p>①起点：穂高北インターチェンジ（仮称） <u>起点で接続する県道有明大町線や県道穂高明科線との接続施設の整備に必要な区域を追加する。</u> なお、接続先の県道有明大町線、県道穂高明科線は既に2車線で整備されており、広域的な交通を適切に処理できる交通容量を備えている。</p> <p>②穂高南インターチェンジ（仮称） <u>穂高地域と当路線とのアクセス確保のため、市道穂高1級20号線への出入り口を設けることとし、接続施設の整備に必要な区域を追加する。</u> なお、接続先の市道穂高1級20号線は、既に2車線で整備されており、広域的な交通を適切に処理できる交通容量を備えている。</p> <p>③明科インターチェンジ（仮称） <u>明科地域と当路線とのアクセス確保のため、市道明科4036号線への出入り口を設けることとし、接続施設の整備に必要な区域を追加する。</u> なお、接続先の市道明科4036号線は、当路線との接続構造に合わせ、2車線での整備を安曇野市で計画しており、広域的な交通を適切に処理できる交通容量を備えている。（令和5年度より地域高規格道路ICアクセス道路の国庫補助事業として事業化されている。）</p> <p>④長野道料金所 <u>終点で接続する中央自動車道長野線の利用料徴収のため、東日本高速道路株式会社との協議により料金所施設として整備に必要な区域を追加する。</u></p>	<p>3 道路の位置、規模等 (3) 変更内容 主要な箇所の変更内容は以下のとおりである。</p> <p>①当路線と接続する他の一般道路との出入口 <u>当路線と接続する他の一般道路との出入口について、詳細な設計のもと道路構造の詳細が定まったため、接続施設の整備に必要な区域を追加する。</u> なお、接続先の道路（長野県道及び安曇野市道）は既に2車線で整備（または整備が予定）されており、広域的な交通を適切に処理できる交通容量を備えている。</p> <p>②削除（①に集約）</p> <p>③削除（①に集約）</p> <p>②長野道料金所 <u>料金所施設の機能として必要な区域を追加する。</u></p>	<p>変更の内容について、より分かりやすい記載に精査したため</p>

⑤終点：安曇野北インターチェンジ（仮称）

中央自動車道長野線との接続構造について、詳細な現地測量成果をもとに関係機関である東日本高速道路株式会社や国土交通省と協議を行った。その結果、接続位置を約75m犀川側へ寄せることで、中央自動車道長野線の曲線半径がより緩やかな箇所での接続が可能となり、走行車両の安全かつ円滑な流出入が確保されることから、接続構造を見直し、道路の位置及び区域を変更する。

なお、中央自動車道長野線との連結については、接続構造を見直した形状により、令和4年3月に国土交通大臣より許可を受けている。

⑥一級河川犀川との並走区間

詳細な現地測量成果をもとに河川堤防計画位置を再検証し、河川管理者と協議した結果、河川堤防計画断面に支障とならない位置に道路線形を変更し、道路法面の区域を追加する。

なお、道路法面の管理区分について、河川管理の観点で整合が図られた形で、河川管理者の了解を得ている。

③終点：安曇野北インターチェンジ（仮称）

中央自動車道長野線との接続位置及び構造は、令和3年9月の当初決定時、中央自動車道長野線の明科トンネルや一級河川犀川渡河部橋梁からの適切な離隔を確保し、周辺環境への影響や施工性、維持管理等に配慮した計画として決定していたが、決定後、事業者である長野県において、道路の走行性や安全性確保の観点から構造の再検証が行われた。その結果、接続位置を約75m犀川側へ寄せることで、中央自動車道長野線との接続が緩やかとなり、より安全かつ円滑な走行車両の流出入が確保されること、また、犀川側へ寄せることで犀川渡河部の橋梁拡幅を伴うが、河川環境への影響も極力回避が見込めることから、接続構造を見直すこととなった。

これにより、中央自動車道長野線との連結については、接続構造を見直した形状で、令和4年3月に国土交通大臣の許可を受けていることから、今回、道路の位置及び区域を変更する。

④一級河川犀川との並走区間

事業者である長野県において、詳細な現地測量成果をもとに河川堤防計画位置を確認し、河川管理者と協議した結果、河川堤防計画断面に支障とならない位置に道路線形の変更が必要となったため、当該線形に合わせた道路法面の区域を追加する。

なお、道路法面の管理区分について、河川管理の観点で整合が図られた形で、河川管理者の了解を得ている。

4 都市計画変更の妥当性

以上を踏まえ、安曇野都市計画区域における広域交通の利便性を向上させ、当該区域の土地利用の増進に寄与することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、今回、都市計画変更することは妥当であると判断した。

なお、令和3年の当初決定時点において、一部区域が重複していた都市施設（安筑汚物処理場、穂高クリーンセンター）については、機能的、物理的に矛盾しない内容で区域変更することとし、当路線の都市計画変更手続きと併せて、関係市町村（安曇野市、池田町及び松川村）において都市計画変更手続きを進めている。

4 その他（周辺都市施設との整合）

令和3年9月の当初決定時、一部区域が重複していた都市施設（安筑汚物処理場）については、社会経済情勢の変化を見据え、処理方式の変更方針が決定され、施設規模の縮小が可能となった。これにより、当路線の整備に必要な区域を除いた残りの区域内で施設の再配置ができることから、当路線と機能的、物理的に矛盾しない内容で区域変更することとし、当路線の都市計画変更手続きと併せて、関係市町村（安曇野市、池田町及び松川村）において都市計画変更手続きを進めている。

また、同じく重複していた都市施設（穂高クリーンセンター）については、令和3年3月に、当路線に支障とならない位置で建替えが完了していることから、今回、当路線の整備に必要な区域を削除することとし、当路線の都市計画変更手続きと併せて、関係市町村（安曇野市）において都市計画変更手続きを進めている。